

1 服装

服装および頭髪は、常に生徒らしく質素にして端正清潔であること。

- 1-1 服装は本校指定の制服を着用する。
- 1-2 通学の際は本校指定の制服を用いる。
- 1-3 実習時には本校指定の実習服を用いる。
- 1-4 実験、実習等指定された教科及び場所では必ず着帽する。
- 1-5 校舎内では指定の上ばきを用いる。

2 言語態度

- 2-1 言語態度は端正で、品位があることが望ましく、言語に対してはすべて責任を持つこと。
- 2-2 目上に対しては常に礼を尽し、敬意を持って接する。
- 2-3 上級生に対しては、相応の礼を尽し下級生に対しては、友愛の念をもって接する。
- 2-4 友人相互間に於ては、粗暴野卑な言動をつつしむ。
- 2-5 物事の解決には独断で走ることなく、暴力は絶対に用いてはならない。

3 清掃整備

- 3-1 校舎を愛護し校内外を常に清潔にし、環境の整美に努める。
- 3-2 清掃は毎日必ず行い、お互いに汚さないようにする。
- 3-3 落書きは絶対にしない。
- 3-4 建物、器物等は丁寧に扱い、過って破損したときはすぐに届ける。事情により弁償の責を負わなければならない。
- 3-5 器物の使用後はその後始末と整頓に心掛ける。

4 諸届

- 4-1 みだりに欠席、遅刻、早退、欠課はしてはならない。
- 4-2 欠席、遅刻、早退、欠課をするときは、保護者が担任に届け出なければならない。
- 4-3 遅刻した者は生活指導部で入室許可証を得なければ入室できない。
- 4-4 放課後までは無断で校外に出てはならない、やむを得ず外出、早退、欠課をする時は、必ず担任に届け出る。
- 4-5 服喪の場合は届け出をし、次の期間忌引きをすることができる。

父	母	5日以内
祖父母、兄弟姉妹		3日以内
伯父母、叔父母		1日
- 4-6 公欠許可を求める者は、担任または顧問に申し出る。

5 規律

- 5-1 立ち入り禁止区域には絶対に立入らない。
- 5-2 工場内では特に安全に留意し、担当者の指示に従う。
- 5-3 廊下では走ったり、また大声で談笑しない。
- 5-4 授業の開始及び終了の時には、誠意ある挨拶を交わす。
- 5-5 授業中は静粛にし、自室は勿論、他室に迷惑をかけるような行動はしない。また、携帯電話・ゲーム機などの使用は禁止する。
- 5-6 考査は、監督者の注意を守り、不正行為は絶対にしない。
- 5-7 集会・掲示物・配布物は関係職員と相談の上、生徒会に届け出て許可を得る。
- 5-8 昼食は教室で取り、食堂の利用も所定の時間以外にはいかない。
- 5-9 学校並びに生徒会所属の物品は無断で使用しない。
- 5-10 所持品には姓名を明記し盗難、紛失、拾得は直ぐに届け出る。
- 5-11 金銭物品の貸借はみだりにしない。
- 5-12 登校日以外の登校は必ず事前に届け出る。

6 通学及び校外

- 6-1 通学に際しては交通道德を守る。
- 6-2 原付、自動二輪、及び自動車など原動機付車両での通学は禁止する。
- 6-3 原付、自動二輪、及び普通自動車など原動機付車両の免許を取得した場合は、必ず担任と生活指導部に届け出ること。
- 6-4 パチンコ店、競馬・競輪・競艇場、風俗店及びこれに類する場所に入りしない。
- 6-5 飲酒・喫煙、かけ事、シンナー・薬物等の行為はこれを禁止する。
- 6-6 旅行・キャンプ・登山、アルバイトに取り組む際には保護者の許可を得て担任に届け出る。

7 生徒手帳

- 7-1 生徒手帳は生徒証明書とともに毎日必ず携行する。
- 7-2 家庭と学校の連絡事項は必ず所定の欄に明記し、担任並びに保護者の捺印を受ける。

8 その他

学校の定められた規則及び生徒会の決議を経て定まったことは忠実に実行する。